

枚方市社会福祉協議会
公募事業助成基金
(市民ふくし活動チャレンジ基金) 助成事業実施要綱
(令和9年度助成分)



枚方市社協キャラクター
『 ひらっぴー 』

1. 主 旨

近年、児童・障害者・高齢者の虐待、生活困窮による諸問題、住居におけるゴミ等の大量放置問題など、地域における様々な福祉課題が顕在化している。これらの問題は地域で起こっているものであると同時に、解決するのが非常に困難な問題でもある。枚方市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、こうした問題を解決するための取り組みを日々積極的に行っている。しかし、今後より効果的に問題解決を図るためには、枚方市に住む人たちが自らの「福祉力」を高めていくことが重要と考える。

そこで、本会では新たに市民が自らの力で問題を解決していくことを支援するための公募事業助成基金「市民ふくし活動チャレンジ基金」を設けている。本基金は、市民のみなさまからの寄付金等によって支えられており、地域における新たな福祉活動の創出と発展につなげることを目的とする。

2. 助成対象団体

主に枚方市内に活動拠点をおき、高齢者や障害者、児童などへの支援等、枚方市の福祉向上のために活動している団体で以下の要件を満たすもの（すべての要件が必要）

- ①非営利団体であり、法人格の有無は問わない
- ②1年程度の活動実績があること
- ③団体構成員が5人以上で、本市に在住・在職・在学していること
- ④団体規約等を定めていること
- ⑤事業の記録と成果報告が適切にできること
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ⑦暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと
- ⑧その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

3. 助成対象事業

（1）枚方市内の福祉分野における地域課題の解決に資する継続性のある事業

- ①高齢者支援
- ②児童・子育て支援
- ③障害者（児）等支援
- ④生活困窮者世帯支援
- ⑤困難を抱える若者及び引きこもり等の状態にある人への支援
- ⑥その他、枚方市の福祉増進に資する活動

（2）対象外の事業内容

- ①対象者に対し、直接、金銭を給付するもの
- ②介護保険制度や障害者総合支援法などの公的サービスの対象となるもの
- ③国及び地方公共団体の負担金、補助金等の対象となるもの
- ④団体事務局の事務運営のみに使用するもの
- ⑤営利を目的とするもの
- ⑥助成事業の対象地域が一部地域に限られたもの
- ⑦その他、本会会長が不適当と認めたもの

(3) 助成の条件

- ①必要に応じて、本会が事業の進捗状況の聞き取りやその事業に対して助言等が行えるものとする
- ②助成事業終了後、おおむね5年間はその事業を継続すること
- ③助成事業に係わる関係書類については、助成終了後5年間保管すること

4. 助成の種類

種 類	助 成 上限額	助成期間	内 容
① 事業 スタート助成	50万円	3年間 ※上記期間を上限 とした分割給付可能	枚方市内で実施する、社会福祉に関する新たな事業を立ち上げるための資金助成
② 事業 ステップアップ助成	30万円	3年間 ※上記期間を上限 とした分割給付可能	既に事業を実施している団体に対し、事業の更なる拡充もしくは発展を図るための資金助成

※1団体1申請とする

※「事業スタート助成」、「事業ステップアップ助成」とも、助成事業終了後3年間は新たな事業での申請ができない

※ただし、「事業スタート助成」を終了し、同一事業で「事業ステップアップ助成」を申請する場合は、要相談

※申請時の書類の書き方や対象事業については、随時相談に応じる

5. 助成金の予算額

令和9年度 助成対象予算額は、おおむね300万円程度

6. 助成対象経費

助成の対象となる経費は以下のもので、助成期間中に支出が完了するものに限る。

ただし、総事業費に対して、自己資金は10%以上とする。

また、助成金に対して、備品費の占める割合は50%以内とします。

(表参照)

区 分	科 目	内 容
管理費	①通信運搬費	事業に必要な電話、プロバイダ料金などの通信費や郵送、宅配便などの運搬費用
	②燃料、光熱水費	事業用事務所などの光熱水費、車両のガソリン代など
	③賃貸料	事業に必要な事務所等の賃料（保証金は含まない）
事業費	④旅費交通費	事業に必要な電車、バスなどの交通費
	⑤印刷製本費	事業開始時のチラシ作成費等広報宣伝用の印刷や報告書冊子など
	⑥消耗品費	事業に必要な文具や日用品など
	⑦備品費（助成金 に対し50%以内）	事業に不可欠な備品（調理器具、車両、設備など）の購入
	⑧修繕費	事業のために必要な改修工事費など
	⑨会議費	事業に必要な会議室賃貸料・会議資料代など

	⑩保険料	事業に必要な保険料
	⑪諸謝金	事業に必要な講師謝金など ※団体内の会員やメンバーに対しての諸謝金は助成金対象外
	⑫負担金	事業に必要な研修参加費、情報収集費など
	⑬雑費	支払手数料など

※応募にかかる費用は、すべて自己負担とする

7. 応募申請について

(1) 応募申請受付期間：令和8年9月1日（火）～令和8年10月16日（金）

※土日祝を除く（午前9時から午後5時30分まで：持参の場合）

※応募申請受付は、持参もしくは郵送、メールにてデータ添付

※パンフレット等の添付資料についてはPDFデータ

※応募に関する質問や相談などについては、年中受付

(2) 応募申請書類

様 式	内 容
様式第1号－1	助成金交付申請書（事業スタート助成・ステップアップ助成共用）
様式第1号－2	助成金交付申請書2（事業スタート助成）
様式第1号－3	助成金交付申請書2（ステップアップ助成）
様式第2号	助成金予算書（ステップアップ助成は各年度分）
添付資料（必須）	①定款・会則など、団体の目的等が分かる資料 ②昨年度の事業報告書と決算書（法人においては、収支計算書、損益計算書、貸借対照表） ③役員名簿（氏名・住所・役職が記載されたもの）
添付資料	④団体の広報紙やリーフレットなど、団体の活動内容がわかるもの

(3) 留意事項

①応募書類等は個人情報を除き、情報公開の対象となる

②知り得た個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正かつ厳重に取り扱うこと。また本会においても、適正かつ厳重に取り扱う

③助成対象となった事業は、社協だよりや社協ホームページ、または社協 SNS に掲載することがある

(4) 提出先・問い合わせ

〒573-1191

枚方市新町2丁目1番35号 ラポールひらかた内

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会 総務課

TEL 072-844-2443 / FAX 072-807-5779

メールアドレス soumu@hirakata-shakyo.net

8. 審査について

(1) 審査方法

* 第1次審査（書類選考）

「市民ふくし活動チャレンジ基金助成選考委員会」の委員による書類審査を実施

提出された書類をもとに、質問などがある場合は、事務局から電話等で確認を行う。第1次審査結果については、書面にて通知。

* 第2次審査（最終審査）

第1次選考を通過した団体は、「市民ふくし活動チャレンジ基金助成選考委員会」にてプレゼンテーションを実施。第2次審査の結果により助成団体を決定する。

なお、プレゼンテーションの実施は、11月下旬を予定。

※審査により、充実した事業成果を得るため、条件を付して助成する場合がある

※選定結果に関する問い合わせ等には回答できない

(2) 審査の視点

* 提出された申請書類を元に、以下の視点に基づき総合的に判断する

- ・ 申請書類はわかりやすく的確に記載されているか
- ・ 団体の活動について会則や規約に則り、安定的に行われているか
- ・ 新しいアイデアにより効果が期待できるか
- ・ 団体の目的・使命と照らし合わせ、その事業が団体にとって適切なものか
- ・ 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する事業内容か
- ・ 社会的にニーズの高い事業か
- ・ なぜ、その事業に取り組むのか、目的が明確か
- ・ 事業内容や手段は適切か
- ・ 事業のスケジュールや実施体制は適切か
- ・ 継続的で、地域に広がっていく事業内容か
- ・ 申請団体の活動の水準を高める事業か
- ・ 事業内容に見合った予算か
- ・ 助成の費用対効果は高いか
- ・ 事業にかかる収入の割合は適切か
- ・ 地域の各種団体と協働することによって、より良い効果が期待できるか

9. 助成金の交付決定及び請求について

①交付決定は、12月下旬に書面にて通知

②請求は、令和9年4月1日から10日までに、請求書（様式3号）を提出すること

10. 助成金交付予定日：令和9年4月下旬以降

11. 事業報告・決算報告

助成事業終了後、1か月以内に事業報告（様式4号）・決算報告（様式5号）を提出すること。

※決算報告には、助成金に係る領収書を添付すること

※複数年度に渡る場合も、年度ごとに事業報告・決算報告を求める

※助成事業の事業報告については、選考委員会にてプレゼンテーションを行う場合がある

1 2. 助成金の変更及び精算について

事業スタート助成	①「事業スタート助成」のみ、当初の助成期間に変更が生じる場合は、変更申請書を提出すること
事業 ステップアップ助成	②助成事業終了後、交付した助成金を満額使用しなかった場合、1ヶ月以内に精算しその差額を返金すること

1 3. 助成金の決定取り消し及び返金について

- ①助成が決定し交付までの間に、この要綱に違反した場合や助成対象事業に虚偽が発覚した場合、何らかの事情で事業ができないと判明した場合は、助成金の交付決定を取り消す
- ②助成金交付後、虚偽の内容や不正が発覚した場合は、助成金全額を一括で返金すること
- ③助成金交付後、助成対象事業が、団体の解散や不可抗力なことなどで継続することが不可能になった場合は、助成金残額を返金すること

1 4. その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。